

マイナ
保険証

を持っていない人へ

「資格確認書」

を交付します

「資格確認書」とは

マイナンバーカード(個人番号カード)の保険証利用の申し込み(裏面参照)をしていない人などの被保険者資格を確認するためのものです。
保険証利用を申し込んだマイナンバーカードを「マイナ保険証」といいます。

- 氏名、被保険者記号・番号・有効期限などが記載されています。
- 有効期間は、健康福祉課 国保係が設定します。
- 有効期間が終了した際は更新されます。



イメージ



「資格確認書」を交付する人

- マイナ保険証を持っていない人
 - ・ マイナンバーカードを持っていない人
 - ・ マイナンバーカードを持っているが、保険証利用の申し込みをしていない人
 - ・ マイナンバーカードの保険証利用の登録を解除した人
 - ・ マイナンバーカードの電子証明書の更新(裏面参照)をしなかった人
 - ・ マイナンバーカードを返納した人
- マイナ保険証を持っているが、要介護高齢者、障がい者などでマイナ保険証で受診が難しい人(申請により交付)

「資格確認書」を交付するとき

- 令和6年12月2日以降、新規に資格を取得したとき
- 現在お持ちの国民健康保険証の有効期限が令和7年3月31日となっている方には、令和7年4月1日から医療保険が利用できるように、令和7年3月中に郵送します。

「資格確認書」で医療を受けることができます

医療機関の窓口で「資格確認書」を提示すれば、一定の窓口負担で医療を受けることができます。



お持ちの保険証は有効期限まで使用できます

令和6年12月2日に保険証の発行は停止となります。
現在お持ちの保険証は、令和7年3月31日まで使用できます。



マイナ保険証を利用しましょう 裏面へ ▶

マイナ保険証を利用しましょう！

マイナンバーカードのICチップには、健康・医療・税・年金情報などのプライバシー性の高い個人情報が入っていないので安心です。第三者にマイナンバーを見られても、第三者が個人情報を調べることはできません。

マイナンバーカードをまだ持っていない人は交付申請をしましょう

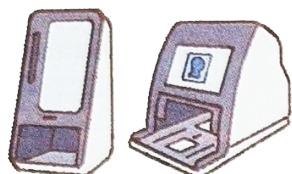
申請方法は、村民生活課・スマートフォン・パソコン・郵便・まちなかの証明写真機の4種類があります。マイナンバーカードの仕上がりが早いスマートフォンからの申請がおすすめです。

くわしくは



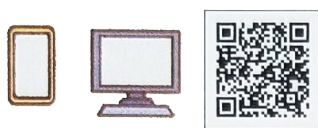
マイナ保険証の利用申し込みは、ここでできます！

医療機関・薬局などの受付にあるカードリーダー



カードリーダーには複数の種類があります。

マイナポータル



マイナポータルは、行政手続きのオンライン窓口です。オンライン申請やご自身の情報の確認などができます。

セブン銀行 ATM



宜野座村健康福祉課の窓口



マイナ保険証で医療機関にかかるとき

ご利用可能な医療機関・薬局などは厚生労働省ホームページで確認できます。



1 受付

マイナ保険証をカードリーダーに置いてください。



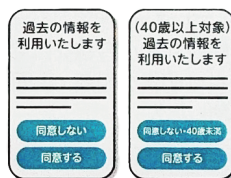
2 本人確認

顔認証または暗証番号で本人確認をします。



3 同意の確認

診療室などでの診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。



高額療養費制度を利用する人は、続けて限度額情報の確認・選択をしてください。

4 受付完了

カードリーダーからマイナ保険証をとってください。



マイナ保険証を利用するメリット

窓口で限度額を超える支払いが不要になります！

医療費が高額になる場合でも、申請なしで、医療機関の窓口で限度額を超える高額な医療費の支払いが不要になります。



引っ越しなどによる保険証の切り替えが不要です！

就職や転職、引っ越しをしてもマイナ保険証を利用することができます。

保険者が変わった場合は異動の届け出が必要です。



健診や薬のデータが医師や薬剤師に共有され、診療に役立ちます！

健診や過去に処方された薬などの情報が医師や薬剤師に共有されるので、データに基づく医療が受けられます。

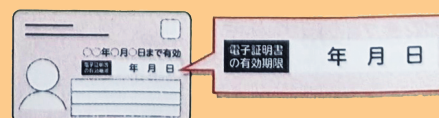


電子証明書の更新を忘れずに！

～有効期限が過ぎるとマイナ保険証として利用できません～

マイナンバーカードに書き込まれた電子証明書には有効期限があります。マイナンバーカードに記載されている有効期限をご確認ください(マイナンバーカードの有効期限と異なる場合があります)。

※有効期限の記載がない場合は、発行から5回目の誕生日までです。マイナポータルでも確認できます。



マイナンバーカードを紛失した場合はコールセンターに連絡して利用停止を！

コールセンター

☎ 0120-95-0178 (24時間365日受付)